

「第5回新型コロナウイルス感染症対策本部」

日時：令和2年2月28日（金）午前8時30分～

場所：庁議室

議事次第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

第10回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年2月26日（水）10時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 本部長発言
- 3 状況報告
- 4 各局発言
- 5 本部長指示
- 6 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組

令和2年2月26日
局
総務

1 基本的な考え方

- ・ 第9回本部会議において、都主催イベントの延期・中止の考え方や都庁におけるテレワーク等の取組をはじめとして、都としての基本的な方針を示した。
- ・ この数日間における情勢の変化を踏まえ、基本的な方針をもとに、より具体的・集中的に取り組む対策として取りまとめたものである。
- ・ 3つの視点を踏まえ都として取り組む事項、都と民間が連携して取り組む事項、民間にお願いする事項として整理を行った。
- ・ 今後、3週間程度（～3/15）を集中対策期間とし、関係各局で連携を図りつつ更なる感染拡大防止に向け取り組む。

2 集中的取組

以下の3つの視点から、今後3週間程度（～3／15）集中的取組を実施

I 医療体制の充実 相談・検査体制の強化、医療提供体制の充実、SNS等の活用 など

II 感染拡大の防止

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| ① イベントの延期・中止、都立施設の対応等 | 都主催イベント等の延期・中止、都民利用施設における対応 など |
| ② 官民におけるスマートビズの加速化 | 時差ビズの推進、テレワークの強力な推進、健康管理の徹底 など |
| ③ 学校等における対策の強化 | 都立学校における対応、区市町村立学校との連絡体制強化等 など |

III 広報体制の強化、新型コロナウイルス専門HPの立ち上げ・SNS等の活用 など

3 今後の対応

事態の進行により、対策の強化、修正、変更が必要な場合には、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部で議論し、都度、対策を迅速に具体化していく。

I 医療体制の充実

具体的な対策	実施内容
<p>① 相談・検査体制の強化 【所管局：福祉保健局】</p>	<p>【相談体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談（コールセンター）の拡充 【2月28日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の増加に備え、回線数を4回線から6回線に増加 ・多言語での相談に対応（英語、中国語、韓国語） ・FAQにより聴覚障害者等への相談に対応 ○ 帰国者・接触者電話相談センターの拡充【2月19日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の増加に備え、回線数を最大3回線から最大5回線に増加 <p>【検査体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間検査機関の活用【2月28日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・民間検査機関へ検査の一部を委託することで、1日当たりの最大検査可能件数を約100件増加 ○ 東京都健康新安全研究センターにおける体制の拡充【補正予算対応予定】 <ul style="list-style-type: none"> ・検査機器を追加購入することで、1日当たりの最大検査可能件数を120件から240件に増加
<p>② 医療提供体制の充実 【所管局：病院経営本部等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立・公社病院の更なる受入れの拡大（50床程度から100床程度） <ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関等の病床の更なる活用により、受け入れの拡大 ○ 感染症指定医療機関の役割を重症患者対応へシフト <ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関では重症患者を、その他の医療機関では軽症～中等症患者を診察する体制の整備に向け、東京都医師会等との連携により各医療機関へ協力を要請 ○ 院内感染対策の強化
<p>③ SNS等の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策の内容について、バナー広告、LINE等のSNSを活用したブッシュ型配信等により、積極的な広報を展開

II-① 感染拡大の防止（イベントの延期・中止、都立施設の対応等）

具体的な対策	実施内容
--------	------

- 「都主催イベントの取扱いについて」により、2月22日から3月15日を拡大防止の重要な期間として位置づけ、都主催イベントを以下の対応方針に基づき延期・中止

【屋内のイベント】

- ・ 大規模なもの、食事を提供するもの … 原則、延期又は中止
- ※ 屋内の大規模なイベントで、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものは、感染リスクへの必要な対策をとり、実施

【屋外のイベント】

- ・ 食事を提供するもの … 原則、延期又は中止

【その他のイベント】

- ・ リスク評価を行い判断
(開催規模・場所、期間・時間、参加者同士の距離、参加者の特性 等)
- ・ 実施の場合は、感染リスクへの必要な対策を十分に講じることを条件
- ・ 必要な対策が十分に実施できないと判断される場合は、延期など

【例】「TOKYOふたり未来会議」(2/22中止)
「BEYOND STADIUM 2020」(2/24中止)

II -① 感染拡大の防止（イベントの延期・中止、都立施設の対応等）

具体的対策	実施内容
○「都主催イベントの取扱いについて」の考慮事項並びに施設休止時の影響等を踏まえ、施設の休止を判断 【例】	<ul style="list-style-type: none"> ・都立スポーツ施設における個人利用（室内で器具等を共用するトレーニングジム等）については、3/15まで利用を中止する。順次、ホームページ等で案内する予定 ・職員食堂の混雑緩和 ・一般利用客に、混雑時間帯の利用を控えていただくよう、協力を呼びかけ ・職員の昼休みの分散化をさらに拡大し、混雑時間帯の利用を回避 （現行11時半～13時半まで → 11時～14時まで（予定））
○ 不特定多数の都民が訪れる都の施設について時間短縮、混雑緩和、休館等の対応を検討（都庁展望室など）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において利用者による待機列が見込まれる場合に、電子申請の推奨や整理券配布等、利用者同士の接触を極力回避するよう運営方法を工夫 ・窓口業務を行う職員等のマスクの着用や手洗い、うがい等を引き続き徹底 ○ 都庁舎等の入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い場を呼びかけるポスターの掲示 <ul style="list-style-type: none"> 【例】都庁舎においては、日本語、中国語、英語の3か国語により注意喚起を掲示
○ 駐改札口付近へ赤外線サーモグラフィを設置し、お客様が乗車前に体温を自己チェックできる体制を検討中 【所管局：交通局】	

II-② 感染拡大の防止（官民におけるスマートビズの加速化）

具体的対策	実施内容
① 時差ビズの推進 【所管局】：総務局、 都市整備局、 産業労働局等】	<p>【民間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請 ・経済団体等とも連携した企業への働きかけ（チラシやメールが送付） ・鉄道・バスの車両内や駅構内のアナウンス等による呼びかけ ・本庁職員全員（＊）を対象として、オフピーク通勤を実施 (8:30～9:30始業を回避) （＊）窓口業務等への対応職員を除く ・出先事業所では、時差出勤を前倒し実施
② テレワークの強力な推進 【所管局】：総務局、 都市整備局、 産業労働局等】	<p>【民間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請 ・中小企業のテレワーク導入を専門家派遣と助成金で支援 ・経済団体等とも連携した企業への働きかけ（チラシやメールが送付） ・鉄道・バスの車両内や駅構内のアナウンス等による呼びかけ ・本庁職員全員（＊）を対象として、週4回を目安にテレワークを実施 (＊)窓口業務等への対応職員を除く ・出先事業所の一部にテレワーク端末を配備
③ 健康管理の徹底 【所管局】：総務局、 産業労働局等】	<p>【民間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①及び②の業界団体や企業への要請の際、従業員への手洗いや咳エチケットの励行を要請 <p>【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は毎日、検温等の実施により自己の体調管理に努めるとともに、組織としても、所属長や同僚は、職員の体調を出勤時に点呼 ・発熱等の風邪症状がある場合には、年休取得のほか、本人の申し出によりテレワーク又は「自宅勤務」を認める。この場合、外出禁止と定期連絡等を条件とする（当面2週間の対応）。また、出勤後に体調不安のある際は、帰宅を勧奨
④ 都主催会議・出張への対応 【所管局】：総務局、 産業労働局等】	<p>【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都主催の会議（審議会、各局の説明会等）は、業務上の必要性を精査した上で、可能なものは延期（当面次年度に実施） ・会議実施に当たっては、規模の見直しやテレビ会議の活用も検討 ・現地確認など業務上必要な出張は、最小限の回数や人數で実施 ・本庁・出先事業所間の打ち合せは、原則としてメールや電話で実施 ・事業者に対し、都との打ち合わせについては、極力メール等による実施を要請

II -③ 感染拡大の防止（学校等における対策の強化）

具体的対策	実施内容
① 都立学校における対応【所管局：教育庁】	<p>感染症予防策のさらなる徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検温や手洗いの励行 <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童・生徒や教職員等に対し、検温や手洗いを励行 ○ 春季休業期間中の健康観察 ○ 春季休業期間における家庭との連携による健康観察の実施 ○ 臨時休業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童・生徒や教職員に感染症が発生した場合、当該校については、自治体の保健衛生部局からの助言や協議等により、14日間を自安に臨時休業を実施 ○ 濃厚接触者の把握 <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童・生徒の同居家族の発症など、当該幼児・児童・生徒が濃厚接触者である場合の学校への連絡を保護者に依頼 <p>感染者が発生した場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業式の対応 <ul style="list-style-type: none"> ○ 参列規模を縮小するとともに、時間短縮を講じて実施 ○ 時差通学の実施 ○ 感染予防の観点から始業時間の繰下げ等、原則、公共交通機関の混雑時を避けた上下校の実施 ○ 春季休業期間の前倒し（自宅学習） <ul style="list-style-type: none"> ○ 学年末考査を終了した学校から、順次、自宅学習を実施 <p>教育活動の当面の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都立学校の方針を区市町村教育委員会と共有するとともに、連絡体制の強化を図り、取組を支援
② 区市町村立学校との連絡体制強化等【所管局：教育庁】	

II-③ 感染拡大の防止（学校等における対策の強化）

具体的な対策	実施内容
<p>③ 私立学校に対する対応 【所管局：生活文化局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省の方針等や、都立学校における取組等について情報提供を行い、私立学校における適切な対応を要請する。
<p>④ 首都大学東京における対応 【所管局：総務局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省の方針等を踏まえ、感染者が発生した場合は、出席停止や臨時休業などの対応を実施 ○ 入試を除き、イベントは原則、延期又は中止の方向で検討中。 3月15日以降となる、卒業式、入学式の取り扱いについては、別途検討
<p>⑤ 社会福祉施設等における対応 【所管局：福祉保健局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内の施設職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したことを受け、社会福祉施設等向けに、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項を作成、周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 面会の自粛 ・ 職員、利用者の検温と健康観察の徹底 ・ 施設と医療機関、東京都所在地自治体との連絡体制の確認

III 広報の強化徹底

実施内容	具体的対策	
<p>○ 新型コロナウィルス感染症対策特別広報チームを新たに設置 <メンバー> ・ 政策企画局報道担当理事をトップとする。 ・ 政策企画局、戦略政策情報報推進本部、総務局、 生活文化局、福祉保健局、産業労働局、教育厅</p>	<p>① 広報体制の強化 【所管局：政策企画局等】</p>	<p>○ 現行の特設サイトの拡充、SNS等、デジタルメディアの活用 ・ 現行の新型コロナウィルス感染症対策特設サイトについて、より分かりやすい内容に拡充 ・ 動画やインフォグラフィックを活用したわかりやすいコンテンツを作成し、内容を充実</p> <p>○ 新型コロナウィルス専門HPの立て上げ、 SNS等の活用 【所管局：政策企画局等】</p> <p>○ 新たな専用ホームページの作成 ・ 即時性のあるデータ発信が可能な機能を搭載 ・ 海外向けの発信を想定したビジュアルを呈した内容により構成</p>

Ⅲ 広報の強化徹底

具体的対策	実施内容	
<p>③ 患者等に対する人権への配慮を呼びかけ 【所管局：総務局】</p>	<ul style="list-style-type: none">○ メッセージの発信<ul style="list-style-type: none">・ 不確かな情報に惑わされて患者や対策に賜わった方々の人権侵害が行われることのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけ○ 相談窓口の周知<ul style="list-style-type: none">・ 適切な相談窓口の周知を図る。	
<p>④ 新型コロナウイルス感染症に係る 労働相談 【所管局：産業労働局】</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 東京都の各労働相談センターにおいて、社員間でのハラスメント等のトラブル抑止の相談等に対応	

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項

新型コロナウイルス感染症については、感染源や感染経路が判明していない症例が増えているなど、感染拡大を防止する上で重大な局面を迎えてます。

高齢者や障害者は感染症が重度化しやすいことから、社会福祉施設等において、感染症の予防及びまん延の防止に万全を期していくことが重要です。

これまで、各施設等には、新型コロナウイルスへの対応を徹底するようお願いしているところですが、2月22日に都内の施設職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したことを踏まえ、感染拡大防止に向けた留意点を下記の通りまとめましたので、徹底していただくようお願いします。

1 施設に関わる全ての方への対応

- 面会者等を含め、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つよう、対策を徹底すること。
- 各社会福祉施設等の管理者、医師及び看護職員等は、利用者等の状況に注意し、日頃からの衛生管理等が徹底されるようにするとともに、必要に応じて感染拡大防止のための適切な措置を講じること。

2 職員の方への対応（事務職や送迎に携わる職員、ボランティア等を含む）

- 各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないこと。（過去に発熱が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。）
- 管理者は、職員の健康状態を確実に把握するよう努めること。基礎疾患有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましい。施設内に立ち入る場合には、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

3 面会者への対応

- 面会については、感染経路の遮断の観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

4 利用者への対応

- 利用者に次の症状がある場合には、保健所に設置されている「帰国者・接触者電話相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。
 - ・ 高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合
 - ・ 上記以外の者は、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合
- 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、次の事項などに留意すること。
 - ・ 疑いがある利用者を原則個室に移すこと。
 - ・ 個室が足りない場合については、同じ症状の人を同室とすること。
 - ・ 疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること。
 - ・ 罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクをすること。等
- 疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応すること。
- 通所・短期入所等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には原則として利用を断るものとする。
- 発熱により利用を断った利用者には、次のとおり対応する。
 - ・ 社会福祉施設等（通所・短期入所等）から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行う。
 - ・ 当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。
 - ・ 訪問介護等の提供等に際しては、地域の保健所に相談するとともに居宅介護支援事業所等と連携してサービスを提供すること。

5 行政への報告

- 発熱等の症状により感染が疑われる職員や利用者がいる場合には、上記4の「帰国者・接触者電話相談センター」のほか、他の感染症と同様に、区市町村や東京都など、予め指示されている連絡先に速やかに報告すること。

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 国内外発生状況 (厚生労働省発表) (2月25日9時時点)

	中国	香港	マカオ	台湾	日本	韓国	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム
患者数	77,658	81	10	30	139	833	90	1	35	16
死亡者数	2,663	2	0	1	1	7	0	0	0	0

	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	アラブ首長国連邦	フィンランド
患者数	22	22	35	10	12	16	1	1	13	1
死亡者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ペルギー	エジプト	イラン
患者数	3	3	229	13	2	1	2	1	1	61
死亡者数	1	0	6	0	0	0	0	0	0	12

	イスラエル	レバノン	クウェート	バーレーン	オマーン	アフガニスタン	イラク	合計
患者数	2	1	3	1	2	1	1	79,353
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	2,694

※ 日本においては、その他 16 名の無症状病原体保有者の確認がされている。その他、横浜到着のクルーズ船において、691 名の陽性、4 名の死亡者数が確認されている。

○ 都の発生状況 32名 (2月25日9時時点) 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名 (中国在住)
- ・都内在住者 29名

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月16日	第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2月18日	第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月19日	第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
2月23日	<u>第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議</u>
2月24日	<u>第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議</u>
2月25日	<u>第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議</u>

○ 都の動き

1月24日	新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
1月27日	新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
1月28日	新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
1月29日	新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
1月30日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置 第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日	第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 3日	第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 7日	第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日	第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日	第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日	第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日	第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月19日	第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣への緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設

[中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・厚生労働大臣への緊急要望を実施
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

〈第1便〉

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
- ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着
- ※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機

　総務局からリエゾン2名を派遣

　福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣

- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数	属性等
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	4名	・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性
都立駒込病院	1名	・50代 女性

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた197名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〈第2便〉

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着

※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機

　総務局からリエゾン2名を派遣

　福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、衛生監視、事務）を派遣

- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	2名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	4名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	5名

- ・その後、13名が入院

- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた199名について、2月12日に検査を実施した結果、全員陰性

〔帰国邦人への対応〕

- ・国の要請を受け、帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる警察大学校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣
- ・宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済。これに伴い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣終了

〈第3便〉

- ・1月31日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着

　東京消防庁の計16隊が羽田空港に待機

　総務局からリエゾン2名を派遣

　福祉保健局からコーディネーター2名（衛生監視、事務）を派遣

- ・咳等の症状のある方 10 名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	3名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	3名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	2名

- ・帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる施設は、税関研修所（千葉県柏市）、国立保健医療科学院寄宿舎（埼玉県和光市）
- ・経過観察のために宿泊施設に滞在していた 145 名について、2月 14 日に検査を実施した結果、1 名が陽性

〈第 4 便〉

- ・2月 7 日 10 時 13 分頃、羽田空港に 198 名が到着
東京消防庁から計 10 隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン 2 名を派遣
福祉保健局からコーディネーター 2 名（薬剤師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	1名
都立墨東病院	1名

- ※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送
- ・帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）

〈第 5 便〉

- ・2月 17 日 6 時 50 分頃、羽田空港に 65 名が到着
東京消防庁から計 8 隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン 2 名を派遣
福祉保健局からコーディネーター 2 名（事務等）を派遣
- ・体調不良の方 2 名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
都立墨東病院	1名
都立多摩総合医療センター	1名

- ※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送
- ・帰国者を経過観察のために受け入れる施設は、税務大学校（埼玉県和光市）

〔横浜港沖に停泊しているクルーズ船への対応〕

- ・691名の陽性患者の一部について、国からの要請を受けて、都内医療機関へ198名受入れ
- ・2月 14 日、国からの緊急要請に基づき、検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・下船者の大型観光バスによる輸送対応

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・人権部HPに「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・東京バス協会等3団体へマスク15万枚を各局から提供
- ・区市町村への情報提供、実務者会議を実施

(政策企画局)

- ・在京大使館等への情報提供
- ・都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知

(生活文化局)

- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・都民への感染症対策に関する知事メッセージの発信など、SNSを始め、各種媒体を活用した広報活動
- ・新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供

(都市整備局)

- ・感染症拡大に備えたスマーズビズ活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布
- ・中華人民共和国に対する防護服の追加提供に向け、関係機関と調整中
- ・国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供

(病院経営本部)

- ・羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入

(産業労働局)

- ・緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
- ・産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置

(港湾局)

- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施

(交通局)

- ・局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応

(教育庁)

- ・学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・都立高校入学者選抜における対応
- ・公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応

(東京消防庁)

- ・各種救命講習等の感染予防対策の実施
- ・各種行事の中止や縮小を決定

○ 都庁舎・事業所共通

- ・各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

令和2年2月26日
福祉保健局

新型コロナウイルス検査実施状況（都内）

令和2年2月25日時点

検査実施	検査数 (件)	陽性者数 (件)	備考
~1/31	11	3	・湖北省武漢市2 ・湖南省1（武漢市滞在歴あり）
2/1～2/7	12	0	
2/8～2/14	9	3	
2/15～2/21	413	22	
2/22～2/25	87	4	
合計	532	32	

（陽性者の状況）

陽性者32名のうち、重症は5名

（検査実績）

2月24日までのクルーズ船、チャーター便等を含む総検査件数は、

1,173件

令和2年2月26日
福祉保健局

帰国者・接触者電話相談センターの受付状況について

1 開設日時

令和2年2月7日（金）午後5時

2 受付時間・設置期間

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による (概ね午前9時～午後5時)	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

3 相談対応件数

	2/7 (金)	2/8 (土)	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火祝)	2/12 (水)	2/13 (木)
午前9時～午後5時	-	25	26	116	25	124	124
午後5時～翌午前9時	17	9	9	21	7	23	32
合計	17	34	35	137	32	147	156

	2/14 (金)	2/15 (土)	2/16 (日)	2/17 (月)	2/18 (火)	2/19 (水)	2/20 (木)
午前9時～午後5時	245	72	90	827	1,065	1,048	757
午後5時～翌午前9時	106	84	96	143	143	161	114
合計	351	156	186	970	1,208	1,209	871

	2/21 (金)	2/22 (土)	2/23 (日)	2/24 (月祝)	累計
午前9時～午後5時	714	81	75	115	5,529
午後5時～翌午前9時	142	170	174	188	1,639
合計	856	251	249	303	7,168

4 帰国者・接触者外来への紹介人数

65人

令和2年2月26日
福祉保健局

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口 (コールセンター) の受付状況について

1 開設日時

令和2年1月29日（水）午後6時

2 受付時間

午前9時から午後9時まで（土、日、祝日含む）

3 相談対応件数

	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)	2/1 (土)	2/2 (日)	2/3 (月)	2/4 (火)
午前9時～午後1時	-	113	161	141	82	168	96
午後1時～午後5時	-	122	125	77	59	102	81
午後5時～午後9時	23	89	116	58	52	69	50
合計	23	324	402	276	193	339	227

*1/29のみ午後6時～午後9時の対応

	2/5 (水)	2/6 (木)	2/7 (金)	2/8 (土)	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火祝)
午前9時～午後1時	109	83	74	58	30	68	45
午後1時～午後5時	74	56	55	39	23	53	19
午後5時～午後9時	63	31	47	28	26	35	14
合計	246	170	176	125	79	156	78

	2/12 (水)	2/13 (木)	2/14 (金)	2/15 (土)	2/16 (日)	2/17 (月)	2/18 (火)
午前9時～午後1時	53	51	109	86	117	163	150
午後1時～午後5時	63	47	102	107	87	129	132
午後5時～午後9時	33	55	89	101	109	110	93
合計	149	153	300	294	313	402	375

	2/19 (水)	2/20 (木)	2/21 (金)	2/22 (土)	2/23 (日)	2/24 (月祝)	2/25 (火)	累計
午前9時～午後1時	165	125	142	187	182	106	161	3,025
午後1時～午後5時	121	116	156	135	155	135	145	2,515
午後5時～午後9時	117	93	183	165	129	198	154	2,330
合計	403	334	481	487	466	439	460	7,870

都民の皆さまへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～

令和2年2月26日
福祉保健局

- 【感染を疑う方】発症前2週間以内に・・・
・「新型コロナウイルス感染者」と濃厚接觸※をした者で、①発熱または②呼吸器症状がある方
・「流行地域※を訪問した方」または「流行地域への渡航・居住歴がある方と濃厚接觸した方」で①発熱37.5度以上かつ②呼吸器症状がある方

あてはまる

「風邪のような症状」「37.5℃以上の発熱」

「強いたるさや息苦しさ」がある方

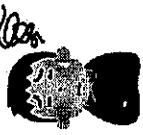
(一般の方) 症状が4日以上続く場合

(高齢・基礎疾患がある・妊婦の方)

症状が2日程度続く場合

あてはまらない

不安に思う方



微熱や軽い咳が出ている

感染したかもしれないと思ふ

【仮称】新型コロナ患者相談センター

(帰国者・接触者電話相談センター) に電話 (24時間対応)

【平日(日中)】各保健所 ※電話番号は福祉保健局HPに掲載

【土日祝・夜間】03-5320-4592

受診が必要と判断

受診が不要と判断

新型コロナ患者外来(帰国者・接触者外来)を受診

※マスクをして公共交通機関ができるだけ使わずに

医師が検査の必要ありと判断

医師が検査の必要なしと判断

PCR検査(東京都健康安全研究センター等)

陽性

陰性

入院(感染症指定医療機関等)

※症状が良くならない場合は、
再度患者相談センターに相談

※流行地域：中華人民共和国 湖北省又は浙江省
※濃厚接觸：疑い事例との同居・長時間の接觸、感染防護措置なしで患者の診察・看護・介護、感染の疑いがある方の体液等に直接接触

(案)

令和2年2月26日

厚生労働大臣

加藤 勝信 様

東京都知事

小池 百合子

新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症は、発端となった中華人民共和国を中心に、全世界で2千人を超える死者、7万人を超える感染者を出す事態に至っており、また、2月25日には、日経平均株価が一時1千円以上も急落するなど、人々の生命・健康を脅かす深刻な人的被害のみならず、各国の経済活動にも甚大な影響を及ぼしつつあります。

我が国において指定感染症に指定されている今般の感染症がもたらす脅威に対し、この間、都は、危機管理対策会議の開催や対策本部の立ち上げ、中国・武漢市からの帰国者の都立病院・公社病院への受け入れ、住民に向けた相談窓口や医療提供体制の確保、そして、こうした対策を推進するための補正予算の編成など、都民の生命・健康を守るためにの対策を幅広く講じておりますが、日々、新たな感染者の報告が寄せられるなど、予断を許さない状況が続いております。

政府の専門家会議において、「これから1～2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際」と指摘されているように、更なる感染拡大を防ぐためには、実効性ある対策を徹底的かつ迅速に講じることが重要です。

国におかれどは、国民の安全の確保、区市町村、医療機関での円滑な対応、経済活動への影響の抑制に向け、下記のとおり対策を講じられるよう、緊急要望いたします。

記

- 1 更なる感染拡大の防止及び経済活動への影響の抑制を図るため、経済団体等と連携し、ナンバープレートを活用した交通マネジメント政策のような、テレワーク、時差出勤等の徹底的な実施に向けた具体的な推進策を強力に講じること。
- 2 今後の感染拡大にも的確に対応し、重症化を防止するため、民間企業、大学等を活用し、検査体制の抜本的な強化を図ること。
- 3 一般医療機関での診療を可能にするために、早期に診断・治療アルゴリズムを提示すること。また、オンライン診療が可能となるよう、速やかに検討すること。
- 4 住民からの医療相談に的確に対応するために、国における電話相談窓口を拡充するとともに、地方自治体が実施する一般相談窓口や帰国者・接触者相談センターの対応を拡充できるよう、必要な支援を実施すること。
- 5 不正確な情報による混乱の発生を避けるため、国民、企業、地域等へ、迅速かつ正確な情報提供及び広報を行うこと。

都としては、更なる感染拡大の防止に向け、引き続き、国と連携しながら、対策に万全を期してまいります。

}

現在位置：トップページ > 東京都の取組・対応 > 災害の情報・対応状況 > 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部報 > (第34報) 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う都立スポーツ施設における個人使用（トレーニングルーム等）の中止について

(第34報) 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う都立スポーツ施設における個人使用（トレーニングルーム等）の中止について

令和2年2月26日 17時00分

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、都立スポーツ施設における個人使用（室内で器具等を共用するトレーニングルーム等）について、下記のとおり使用中止といたしますので、お知らせいたします。

個人使用が中止となる施設及び各館ホームページリンク先

- 駒沢オリンピック公園総合運動場（トレーニングルーム）
<https://www.tef.or.jp/kopgp/index.jsp>
- 東京武道館（トレーニングルーム）
<https://www.tef.or.jp/tb/index.jsp>
- 東京辰巳国際水泳場（屋内プール）
<https://www.tef.or.jp/ttisc/index.jsp>
- 武蔵野の森総合スポーツプラザ（トレーニングルーム・屋内プール）
<https://www.musamori-plaza.com/>
- 障害者総合スポーツセンター（トレーニングルーム・屋内プール）
<https://tsad-portal.com/mscd>
- 多摩障害者スポーツセンター（トレーニングルーム・屋内プール）
<https://tsad-portal.com/tamaspo>

使用休止期間

令和2年2月27日（木）から3月15日（日）まで（予定）
(感染拡大防止のため重要な3週間の期間に合わせて設定)

その他

今後の状況によっては、使用中止となる対象施設や使用中止期間が変更になる可能性があります。その際は、改めて上記ホームページでお知らせいたします。

このページに関するお問い合わせ

- 施設管理に関すること
東京都オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課
電話：03-5320-7773（直通） 38-220（内線）

ID 1007377

[前の緊急ニュース](#) [次の緊急ニュース](#)

現在位置： トップページ > 東京都の取組・対応 > 災害の情報・対応状況 > 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部報 > (第35報) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望の実施について

(第35報) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望の実施について

令和2年2月26日 21時00分

本日、国に対し、別添のとおり緊急要望を実施しましたので、お知らせします。

要望先

厚生労働省

要望内容

別添要望書のとおり

添付ファイル

[要望書 \(PDF 147.4KB\)](#) □

このページに関するお問い合わせ

福祉保健局健康安全部感染症対策課

電話：03-5320-4481

ID 1007379

[前の緊急ニュース](#) [次の緊急ニュース](#)

令和2年2月27日

利用者の皆さんへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

新型コロナウイルス感染症対策による子育てひろば水道の運営について

日頃から区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止することが重要となっております。子育てひろば水道は、保育園内に設置している施設であることを考慮し、感染の機会を減らすことを目的とし、子育てひろば水道の運営について下記の期間休止することといたしました。よろしくご理解くださいますようお願ひいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しております。今後も施設ときめ細かく情報共有を図り、必要な連絡をしてまいりますので、皆さんにおかれましてもご協力くださいますようお願ひいたします。

記

1 休止期間

令和2年3月2日（月）～3月14日（土）

期間の延長が見込まれる場合には別途ご案内いたします。

お子さま及びご家族の皆さんにおかれましては、体調にご留意いただき、発熱等の症状が見られましたら、無理をせずにご自宅で休養してください。なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される場合は、「帰国者・接触者電話相談」（文京保健所：03-5803-1824（土日祝除く9時～17時）、それ以外の時間は合同電話相談センター：03-5320-4592）にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

子ども家庭部幼児保育課幼児保育係
03-5803-1189

利用者の皆さんへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

新型コロナウイルス感染症対策による区立保育園一時保育事業の取り扱いについて

日頃から区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止することが重要となつております。一時保育事業は保育園内で行っている事業であることを考慮し、感染の機会を減らすことを目的とし、区立保育園における一時保育事業について下記のとおり対応することといたしました。よろしくご理解くださいますようお願ひいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しております。今後もきめ細かく各園と情報共有を図り、必要な連絡をしてまいりますので、皆さんにおかれましてもご協力くださいますようお願ひいたします。

記

1 リフレッシュ一時保育事業

リフレッシュ一時保育事業については、3月2日（月）より受入れ中止といたします。

なお、既ご予約分のキャンセル料は発生しません。

また、リフレッシュ一時保育事業再開の際は、区ホームページにて周知いたします。

2 緊急一時保育事業

通常どおり受入れしております。

ただし、ご利用の要件が保護者の発熱など風邪のような症状の場合は、保育園という施設の特徴を鑑み、外部からの感染リスクを低減させるため、ご利用を控えてくださいますようお願ひいたします。

【お問い合わせ】

子ども家庭部幼児保育課幼児保育係
電話番号 (03) 5803-1189

令和2年2月27日

区立保育園長各位

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

新型コロナウイルス感染症対策による一時保育事業の取り扱いについて

区立保育園の一時保育事業の新型コロナウイルス感染症対策について、現時点では下記のとおりといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しております。今後もきめ細かく情報提供を図っていきますので、ご対応くださいますようお願ひいたします。

記

1 リフレッシュ一時保育

- ◆ 予約について
2月28日（金）より予約を受付しない。
- ◆ 受入れについて
3月2日（月）から当分の間、受入れを中止する。
- ◆ 既予約分について
3月2日（月）～3月12日（木）予約済分について、予約者に受入れ中止の旨、個別連絡してください。
- ◆ キャンセル料
無しとする。
(一時保育システム入力時は、キャンセル料が発生しないよう日付に注意する。)
- ◆ 予約・受入れ再開について
再開時期は未定とし、再開の際は区ホームページにて連絡する。

2 緊急一時保育

- ◆ 予約・受入れについて
通常どおりとする。
ただし、利用要件が保護者の発熱など風邪のような症状で新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、保育園という施設の特徴を鑑み、外部からの感染リスクを低減させるため、利用を控えていただくよう依頼する。

3 その他

上記内容については、区ホームページで周知する。

【お問い合わせ】

子ども家庭部幼児保育課幼児保育係
内線7051～3

令和2年2月25日

保護者の皆さんへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

新型コロナウイルス感染症対策による行事等の取り扱いについて

日頃から区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、感染の機会を減らすことが重要となっております。そのため、区立保育園における行事等について下記のとおり対応することといたしました。よろしくご理解くださいますようお願ひいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しております。今後もきめ細かく各園と情報共有を図り、必要な連絡をしてまいりますので、皆さまにおかれましてもご協力くださいますようお願ひいたします。

記

1 お祝い会、卒園式

0歳から4歳の進級お祝い会については中止といたします。また、5歳については、参加される皆さまには手洗い、咳エチケット等や、風邪のような症状のある方は参加を控えていただくなどご協力をお願ひいたします。

2 保護者会等の会合

お知らせ事項を通知文等に代えられる場合は中止といたします。

3 観劇

3月11日（水）のプーク人形劇は中止といたします。

4 遠足等

公共交通機関を利用せず、人の集まる屋内を避けて実施することといたします。当該対応が難しい場合は中止といたします。

お子さま及びご家族の皆さまにおかれましては、体調にご留意いただき、発熱等の症状が見られましたら、無理をせずにご自宅で休養してください。なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される場合は、「帰国者・接触者電話相談」（文京保健所：03-5803-1824（土日祝除く9時～17時）、それ以外の時間は合同電話相談センター：03-5320-4592）にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

子ども家庭部幼児保育課幼児保育係
03-5803-1189

体温測定のお願い

感染症予防のため、

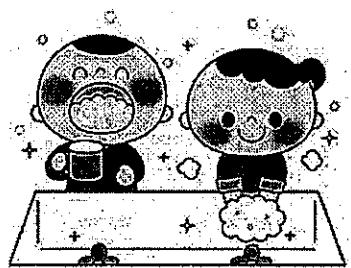
ご自宅での、

お子さまと 保護者の方の

体温測定をお願いしています。

発熱が認められる場合は利用をお控えください。

なお、体温測定をされていない方は、ひろばの体温計をお貸ししますので、お声がけください。



文京区子育て支援課

ひろば内の飲食について

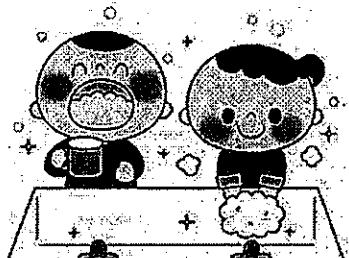
感染症予防のため、2月27日より

**昼食時間(11:30~13:30)を
休止**いたしますので、

お弁当等のご持参はご遠慮ください。

*子育てひろば内の飲食は、
原則禁止といたしますが、
体調管理のための水分補給等は
差し支えありません。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解・
ご協力をお願いいたします。



文京区子育て支援課

アカデミー推進部
令和2年2月28日

区立スポーツ施設の新型コロナウイルス感染症対応について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、区立屋内スポーツ施設における個人利用を中止する。

2 中止対象

- (1) 区立屋内スポーツ施設（スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館）の個人利用（トレーニングルーム、プール、卓球、剣道、柔道、弓道等）及び一般公開（バレーボール、バドミントン、バスケットボール、卓球等）
- (2) 区立小・中学校施設（小8校中10校）における「スポーツ交流ひろば」の全ての実施競技

※ 上記以外の屋内施設団体利用等については、感染予防の注意喚起を行いながら継続する。

3 期間

令和2年2月29日（土）から3月15日（日）まで（予定）

アカデミー推進部
令和2年2月28日

施設のキャンセル対応について

現状（本部の決定）

・2/21（金）

屋内施設は、21日（金）以降、新型コロナウイルスによるキャンセルの申し出があったものに限り、キャンセル料が発生しないこととした。

・2/26（水）

屋外施設についても、26日（水）以降、新型コロナウイルスによるキャンセルの申し出があったものに限り、キャンセル料が発生しないこととした。

課題

- ・屋内・屋外施設で、キャンセル料の発生しない日が異なると、トラブルの原因になる。
- ・キャンセル料の有無についての周知がなされていない。

提案

- ・2/21（金）以降、新型コロナウイルスによるキャンセルの申し出があったものについては、キャンセル料が掛からないこととする。（屋内・屋外とも）
- ・3/1（日）以降に利用申請があったものは、新型コロナウイルスによるキャンセルの申し出があった場合でも、キャンセル料が発生する。

(案)

令和2年2月 日

保護者の皆様へ

文京区教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる学校・園の卒業式及び修了式の対応について

日頃から文京区立学校・園の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて、文部科学省及び東京都教育委員会より、通知がありました。

つきましては、本区においては下記のとおり対応してまいりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、今後状況が変化した場合については、改めてご連絡いたします。

記

1 参列者

卒業生、教職員、保護者とし、在校（園）生が出席する場合には、参加人数を最小限とします。

2 実施方法

- ① 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮いたします。
- ② 風邪のような症状のある場合は、参加をしないようお願いいたします。
- ③ 事前の手洗いや咳エチケット等の対応にご協力ください。
- ④ こまめな換気を実施いたしますので、防寒に努めてください。

【問い合わせ】

文京区教育委員会教育指導課

電話 5803-1300

(案)

2019文教教教第2401号

令和2年2月 日

文京区立幼稚園長 殿

文京区立小学校長 殿

文京区立中学校長 殿

文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる学校・園の卒業式及び修了式の対応について

日頃から幼児・児童・生徒の感染症対策にご尽力いただきありがとうございます。

このことについて、文部科学省及び東京都教育委員会より、別添のとおり通知がありました。

つきましては、本区においては下記のとおり対応してまいりますので、実施方法の変更をお願いいたします。合わせて、保護者あて通知も配布願います。

記

1 参列者

卒業生、教職員、保護者とし、来賓の参列は全てなしとする。

なお、在校（園）生が出席する場合については、参加人数を最小限とするなど工夫すること

2 実施方法

- ① 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること
- ② 会場の椅子の間隔を空けるなど、参加者間のスペースをできるだけ確保すること
- ③ 風邪のような症状のある場合は参加をしないよう徹底すること
- ④ 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置をすること
- ⑤ こまめな換気を実施すること
- ⑥ 区長及び議会からの祝辞は校内に掲示するとともに、卒業生に配布することをもってかえる
- ⑦ 練習や予行等も可能な範囲で縮小すること

なお、今後状況が変化し、新たな対応が必要な場合については、速やかにご連絡いたします。

文京区教育委員会教育指導課

統括指導主事 森 進一

統括指導主事 山岸 健

電話 5803-1300